

平成22年度

岡山県海面利用協議会資料

日 時：平成23年3月9日（水）15:00

場 所：「ピュリティまきび」
岡山市北区下石井2-6-41

岡山県農林水産部水産課

<目次>

1 平成21年度協議会の概要について ······	1
(1) 平成21年度岡山県海面利用協議会の概要	
(2) 平成21年度香川・岡山広域海面利用協議会の概要	
2 遊漁の現状及び問題点について ······	5
(1) 火光を利用する釣り(夜焚き釣り)について	
(2) 小型船舶在籍数について	
(3) 遊漁船業について	
3 遊漁者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について ···	7
(1) 平成22年度普及・啓発、指導実績	
(2) 平成23年度普及・啓発、指導計画	
4 海洋牧場のルールづくりについて(別添資料2)	
5 香川・岡山広域海面利用協議会委員の選出について ······	9

1 平成21年度協議会の概要について

(1) 平成21年度岡山県海面利用協議会の概要

日時・場所 平成22年3月12日 午後1時30分～ ピュアリティまきび

会議の概要

①漁業者と遊漁者の海面利用について

漁業者と遊漁者との意見は対立するものの、共存の道を模索する必要を感じている点では一致し、具体的には法によらない海面の利用のルールづくりを進めていく必要があることが確認された。

なお、主な意見は次のとおり。

[主な意見]

○インターネットで釣れるとの情報が流れると、翌日には遊漁船がその場所に群がる。そういう場所ほど群集心理なのか操業や航行している船がいても回避しないなどマナーや秩序を守らない遊漁船がいる。

○操業中の網の上を平気で通過するなどマナー違反の甚だしい遊漁者がいる。遊漁者には来て欲しくないというのが本音であるが、そのような漁業者の主張が通る時代でもなく、共存することを考えいかなければならないと若い漁業者には話をしている。

○漁業者の意見もよく分かるが、漁業者の意識の根底には「海は自分たちだけのもの。」という思いがあり、それを改める必要がある。

○海は公のものであるが、海面の利用では漁業者がルールやマナーを守らない遊漁者への対応に四苦八苦している状況である。海面利用に関するルールづくりは遊漁者との共存、共栄を考えながら進めていかなければならない。

○海の利用について、大昔から認められてきた漁業をする権利は当然守られるべきである。しかし、遊漁者が海面を利用する権利と、漁業者が操業する権利を法律で整理することは不可能であり、そのために海面の利用のルールを策定して調整する必要がある。

②火光を利用する釣(夜焚き釣)について

夜焚き釣が行われているとの情報があり、今年度2月に指導取締を行い、1件検挙したことを報告したが、委員から夜焚き釣について次のような補足があった。

[補足]

○遊漁者の夜焚き釣は相変わらず多いようで、ここ1、2年のうちに水中ライトを使用している者が出てきた。

○笠岡で多くのメバルを夜たき釣で釣ったことをブログで報告した釣愛好者に「夜たき釣が禁止である」ことをメールで通知したところ、直ちにブログが削除された。

違反者は承知の上でやっている。

③海洋牧場のルールづくりについて

海洋牧場の利用のルール化について次のとおり説明を行った。

- 条例化の検討をしていたが課題が多い。そこで、早急なルール化が必要であるため、委員会指示で対応したい。
- 委員会指示の具体的な内容は、かかり釣や疑似餌針の使用制限など水産動植物の採捕規制、船舶を使用した遊漁の釣の承認制である。
- 承認制に関して、海洋牧場でも種苗放流など経費の一部を利用者に協力金として負担していただくことを検討している。その運営などについては笠岡地区海洋牧場管理運営協議会と協議しながらルールの策定を進めていく。

[主な意見]

- ルールは罰則規定を伴わないと実効性で難しい面があるが、当面は仕方がない。
最終の目的はルールの条例化とのことであるが、その前段としてこのような形式でやれば遊漁者も漁業者も折り合うのではないか。
- 海洋牧場が水産資源の増大を目的として整備されたことを考えると、地元の漁業者にとっては容認できない部分があるかも知れないが、賛成する釣団体やグループも多いと思う。
- ルールを受け入れることについて、遊漁者の意識を成熟させるのはなかなか難しいかも知れないが、遊漁者と漁業者、皆が協力してやらなければならない。この取り組みがダメになったら、全国的にも遊漁対策の取り組みが難しくなる。
- 遊漁者と漁業者が話し合いができるような場を作つて進めることが望ましい。
- 遊漁者も種苗放流経費の一部を負担するなどして釣を楽しむことは良いと思う。

(2) 平成21年度香川・岡山県広域海面利用協議会の概要

日時・場所 平成22年3月23日 午後2時00分～ 香川県庁第2会議室

会議の概要

① 海面利用協議会の概要（資料の説明）

平成20年度香川・岡山広域海面利用協議会、平成21年度に両県で開催した海面利用協議会の概要について報告を行った。

② 両県における海面利用の現状等について（資料の説明）

小型船舶(PB)の在籍数の推移、遊漁船業者の登録状況に加え、遊漁者への海面利用のルールやマナーなどの啓発状況及び現場指導状況の報告を行った。

・ 啓発活動

両 県：「海の手帳」の作成・配布（66,000部作成、6,000部増刷）

香川県：県ホームページでの情報提供

岡山県：「海で楽しむみなさんへ」の作成・配布、県管理プレジャーボート係留施設利用者へ啓発用パンフレットを配布、沿海市広報及び県ホームページでの情報提供

・ 現場での指導

香川県：夜焚き釣、まだこ釣、ひき釣等

岡山県：夜焚き釣

③ 協議会での議論

○ 資源保護のための休漁日について

漁業者は曜日を決めて取り組んでいるが、遊漁者を含めて取り組んではどうかとの提案があった。これに対する主な意見等は次のとおり。

[主な意見]

- ・遊漁船業者は業者同士の申し合わせで対応が可能かも知れないが、プレジャーボートの遊漁者に取り組みを周知して守らせるのは非常に困難である。

- ・小豆島地区でも漁業者が小型魚の再放流など資源保護の取り組みをしており、遊漁者についても何らかの取り組みが必要と思うが、遊漁者が納得する理由付けが非常に難しい。

○ 漁業者と遊漁者との漁場利用に関するトラブルについて

水揚げが減って、漁業者は生活が苦しいため、操業に一生懸命で感情的な面からも遊漁者とのトラブルが増えている。底びき網では操業のラインがあって、そこに遊漁船がいると操業ができないため水揚げに影響する。遊漁者にどのように協力を求めればよいのかとの問題提起があり、このことについて次のような意見があった。

[主な意見]

- ・遊漁を法的に規制することが難しいため、岡山県の協議会でも北海道のサクラマスのライセンス制や兵庫県の坊勢、家島漁協の取り組みを参考に対応策

を検討している。そのなかで地元の遊漁者と漁業者が何をすべきかをお互いに話し合い、その取り組みを発信していくことを考えなければならない。

- ・漁業者と遊漁者が話し合う場所が必要である。現実的に海面利用のトラブルは毎年同じ事が繰り返し起こっているので、1年間に何度も集まって、お互いに意見を出し合ってルールを作っていくことが必要ではないか。
- ・この会議の内容を一般の釣り人の耳に届ける方法を考えていく必要がある。

○夜焚き釣について

夜焚き釣の指導、取締状況等に関する次の意見があった。

[主な意見]

- ・夜焚き釣りが増えている。
- ・取締の情報が流れると違反者が大幅に減少する。取締の抑止力は強く、関係機関にはしっかり取締をやっていただきたい。

○その他の意見等

- ・海の手帳について、小型船舶安全協会でも潮汐表を作成しているがタイアップして作成してコストダウンを図れないかとの意見があった。このことについて、事務局から、今年海の手帳の原稿を提供した例があり、そのような協力は可能であることを伝えた。
- ・プレジャーボート所有者の保険加入率が低く、事故で養殖施設や漁具に被害を与えて申し出ないなど悪質なケースがあり、加入率を上げる必要があることが議論された。プレジャーボート愛好者の団体では会員に保険加入を勧めており、保険の加入率向上についてもプレジャーボート所有者の組織化が有効であるとの意見があった。

2 遊漁の現状及び問題点について

(1) 火光を利用する釣(夜焚き釣)について

1) 岡山県海面での夜焚き釣の取締状況

機関名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
海上保安部	1(3)	7(10)	2(3)
岡山県	2(4)	2(3)	1(2)
合計	3(7)	9(13)	3(5)

※数字は検挙件数、()内は検挙人数

2) 現在までの状況

- ・平成15年度に夜焚き釣を禁止し、現地でパンフレットで周知を図るなどの啓発を行った結果、夜焚き釣をする者は大きく減少した。
- ・その後指導啓発活動が少なくなったことも影響してか、平成18年度頃から再び夜焚き釣が活発化し、指導をかいくぐる採捕も見られるようになった。
- ・そこで夜焚き釣禁止の周知は終了したと判断し、平成20年度から指導と併せて取締での対応に転換した。
- ・数件の取締により、再び少なくなっているものの、照射の方法は巧妙化している。
- ・平成21年度には海上保安部と合同取締を実施するなど、その対応を強化しているところである。

3) 対応

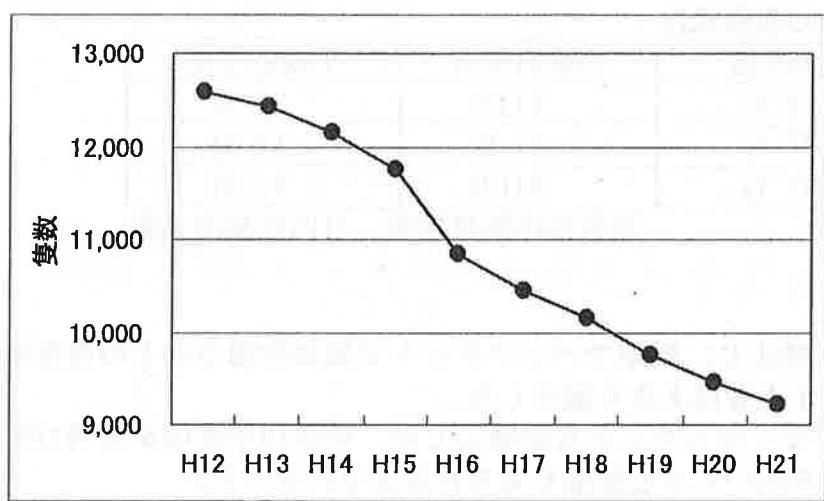
- ・本年度、水島、玉野海上保安部と夜焚き釣の取締について情報交換会を開催し、取締対応について歩調を合わせている。
- ・海の手帳などの夜焚き釣禁止のイラストを一部変更し、啓発を行った。



※イラストの下に次の文章を追加（下線部）

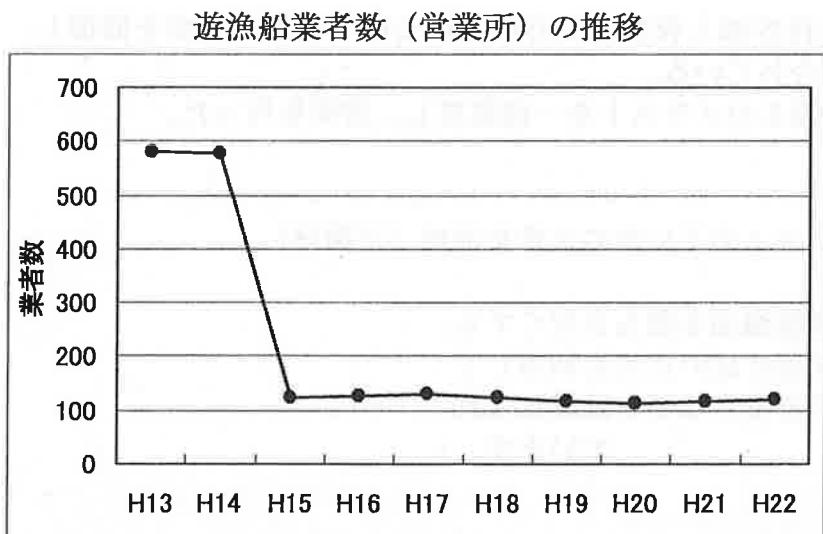
「直接海面を照らさなくても、
海面に届いた光を利用して
釣りをすることは禁止され
ています。」

(2) 小型船舶在籍数について



※ 日本小型船舶検査機構資料。

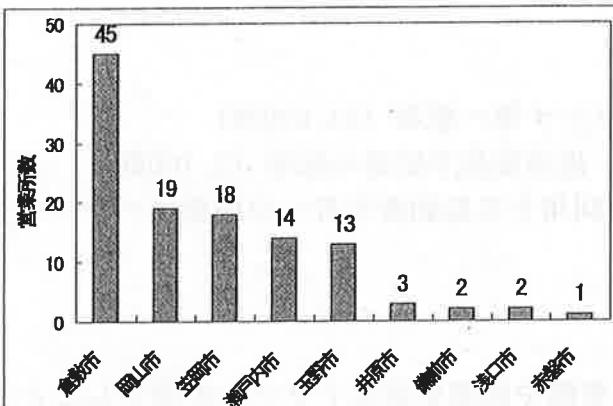
(3) 遊漁船業者について



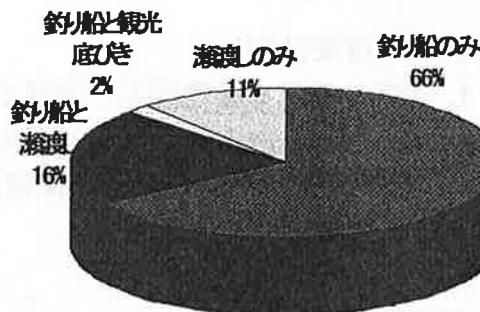
※ 平成13～14年度は届出数、平成15～22年度は登録数。

※ 平成21年度から遊漁船業者の遵守事項、登録の手続き等の案内と登録を受けてい
る遊漁船業者の一覧を県のホームページに掲載している。

市町村別登録業者数（営業所）



業種別登録業者数



3 遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について

(1) 平成22年度普及、啓発、指導実績

①普及・啓発実績

- ア、「海の手帳」(44,000部、H20より4,000部増)を作成し、釣具店やマリーナ等へ配布した。
- イ、「海で楽しむみなさんへ」(10,000部)を作成し、海技免許更新時における配布を尾道海技学院等へ依頼した。
- ウ、遊漁者への啓発記事(夜焚き釣、まきえ釣などの禁止)の沿海市の広報紙への掲載を依頼した(備前市、浅口市は4月号、瀬戸内市、倉敷市は5月号に掲載、なお、玉野市、笠岡市は3月号に掲載、岡山市は平成23年4月に掲載予定 別添資料1)。
- エ、県管理プレジャーボート係留施設を利用する船舶所有者へ啓発用パンフレット1,300部を配布した。

②主な指導実績

- ア、通常取締、指導業務のなかで指導等を行った。
- イ、平成22年4月、香川県海域で利用客に夜焚き釣をさせていた遊漁船業者に対し行政指導を行った。
- ウ、平成22年4月、笠岡海域で夜焚き釣に対する取締を行い1件検挙した。
- エ、平成22年4月、田井港、宇野港周辺で陸上からの夜焚き釣の巡回を行った。
- オ、平成22年12月、衝突等事故を生じた3業者について、立入検査を実施し、事故の詳細の聞き取り及び業務実施状況の調査を行い、必要な是正指導を行った。

(2) 平成22年度普及、啓発、指導計画

①普及・啓発計画

- ア、「海の手帳」を作成し、釣具店、マリーナ等へ配布（44,000部）
- イ、「海で楽しむみなさんへ」を作成し、尾道海技学院等へ配布（2,700部）
- ウ、県管理プレジャーボート係留施設を利用する船舶所有者への啓発用パンフレットの配布

②指導計画

夜焚き釣ほか法令を遵守していない事態や漁場を巡るトラブルが発生したときは隨時現地での指導及び解決策を講じる。

4 海洋牧場のルールづくりについて（別添資料2）

7 香川・岡山県広域海面利用協議会委員の選出について

(1) 香川・岡山県広域海面利用協議会委員の選任（案）

氏名	役職	備考
池田 紀道	水島海上保安部航行安全課課長	
井本 瀧雄	笠岡市漁業協同組合長	
奥野ミエ子	岡山県漁協女性部連絡協議会会长	
尾崎 満	(社)マリーナビーチ協会岡山県支部長 岡山県東部地区小型船安全協会会长	
中田 康彦	倉敷ツロットサーフ顧問	
永山 繁	笠岡観光釣船漁業組合長	
本田 和士	日生町漁業協同組合長	

(2) 香川・岡山県広域海面利用協議会協議会開催日時・場所

開催日時：平成23年3月24日（木） 13時30分～

場 所：岡山市北区下石井2-6-41

ピュアリティまきび

年金からの保険税(料)の差し引き ～4・6・8月は暫定額です～

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を年金から差し引かれている方にお知らせします。

平成22年度の保険税(料)の年額は、下記の時期に決定します。

○国民健康保険税	6月
○介護保険料	6月
○後期高齢者医療保険料	7月

したがって、4月・6月・8月は、2月に差し引きした金額を暫定額として差し引き、年額が確定した10月以降に残りを調整して、差し引きいたします。

例) 2月に3万円差し引きの場合→4・6・8月も3万円差し引き
22年度年額15万円に決定→10・12・2月は2万円差し引き
(15万円-3万円×3回=6万円、6万円÷3回=2万円)

※年額が確定したら、通知書をお送りしますので、お確かめください。

▶本庁税務課 (☎ 44-9040)

職員のほか、必要に応じて隣接地の所有者等となります。
したがって、4月・6月・8月は、2月に差し引きした金額を暫定額として差し引き、年額が確定した10月以降に残りを調整して、差し引きいたします。
例) 2月に3万円差し引きの場合→4・6・8月も3万円差し引き
22年度年額15万円に決定→10・12・2月は2万円差し引き
(15万円-3万円×3回=6万円、6万円÷3回=2万円)
※年額が確定したら、通知書をお送りしますので、お確かめください。
▶本庁税務課 (☎ 44-9040)

浅口市の管理する道路や水路などと接している土地に、塀や石垣の施工または、分筆登記などをを行う場合、事前に関係者が現地で立ち会つて境界を確認する必要があります。

対象
市道、水路などの土地で市が管理するものの境界
申請方法
担当課窓口または市ホーム

費用
申請手数料は不要ですが、測量に係る費用は全て申請者の方の負担となります。
※関係者とは、申請者（土地所有者または代理人）と市

ページにある土地境界確認立会申請書に必要事項をご記入いただき、必要書類を添えて提出してください。

▼金光地区
(☎ 42-7303)
▼鴨方地区
(☎ 44-9014)
▼寄島地区
(☎ 54-5116)
▼本庁建設業務課
(☎ 44-9014)

官民境界確認をお願いします

協会けんぽ岡山支部 (☎ 086-803-5780)
平成22年度協会けんぽ岡山支部の健康保険料率は、現行の8・22%から9・38%に変わります。

会社にお勤めの方は平成22年3月分保険料（平成22年4月納付分）から、任意継続被保険者の方は平成22年4月分保険料から変更となります。

また、介護保険料率についても平成22年3月分（平成22年4月納付分）から1・50%へ変更されます。
詳しくは、「協会けんぽ」のホームページ (<http://www.youkaikenpo.or.jp/>) をご覧ください。

「協会けんぽ」の 保険料率が変わります

海釣りにはルールがあります

海で釣りをする時には、決められたいくつのルールがあります。これは、乱獲や海の環境悪化を防ぐものです。ルールを守って、楽しい釣りをしましょう。

禁止されている釣り方（岡山県・香川県海面）



ライトなどで、海面や水中を照らして釣る方法で、船からも陸からもできません。



防波堤など陸上からのまきえ釣りはできますが、過度のまきえに注意してください。
※香川県海面では、船からのマダコ釣りも禁止されています。



他のルールは、県のホームページなどでご確認ください。 岡山県・遊漁者のみなさんへ

▶県庁水産課 (☎ 086-226-7445)

釣りはルールを守って

瀬戸内海は多様な魚介類が産卵し、稚魚が成育する高い生産力に恵まれ、たくさんの漁業者が多くの漁業を行って、この海で生活しています。しかし、海洋レクリエーションの進展とともに海面利用上のトラブルが増加しています。海に親しみ、海を愛する気持ちは漁業者、迷惑者ともに変わりはありません。お互いをよく理解し、漁場利用のルールを知ることがその解決の基本です。

遊漁者の皆さんが釣りを行う際に守らなければならぬルールの一例を右に掲載しました。これらは、乱獲や海の環境悪化を防ぐために定められたものです。ルールを守っていつまでも楽しい釣りができるようになります。このほかのルールは、県のホームページなどでご確認ください。

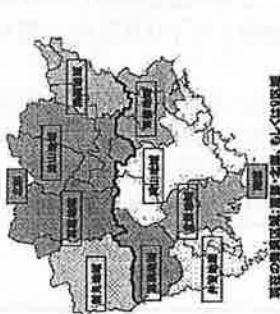
また、漁業関係者は、水産資源を増やし、豊かな海にしようと稚魚の放流や網目の制限などさまざまな取り組みを行っています。遊漁者の皆さんも小さな魚が釣れたときは海に帰してください。瀬戸内海の資源を永く利用するためにもご協力をお願いします。



気象情報・注意報の発表を市町村ごとに

気象局では大雨や洪水などによる災害への警戒・注意について、大雨警報などを、県内を9つの地域に分けたて発表していましたが、5月27日(木)から、市町村ごとに散り込んで発表されます。なお、177天気子報やテレビ・ラジオなどでは、従来の9地域の名称でお知らせする場合があります。気象庁ホームページでも市町村ごとの気象警報・注意報の内容が見ることができます。

また、パソコンや携帯電話からいつでも詳しい消防情報や天気レーダなどの情報を見ることができます。「岡山県総合防災情報システム」、ほい防災情報をお探して入手することのできる携帯電話向けの「岡山県防災情報メール配信サービス」、気象情報は市町村ごとに



自動車税の納期限は5月31日

支局で車検証の変更手続きを行ってください。手続きを行わない限りいつまでも課税されます。

△変更手続きが必要な場合

- ・他人に譲渡した場合
- ・新車購入時に下取車として出した場合
- ・住所を変更した場合
- ・廃車にした場合

■問い合わせ先

岡山県水産課 ☎ 086-226-7445
ホームページ: http://www.pref.okayama.jp/soshiki/itoku/detail.html?lff_id=2855

※「岡山県 遊漁者のみなさんへ」で検索してみてください。

国文祭市民ボランティアを募集

10月30日(土)・31日(日)の2日間、ゆめトリビア長船、帆前おさふね刀削の川、長船町舟岡市場小路一帯で開催する、国民文化祭「備前おさふね名刀フェスティバル」。大勢の人々に瀬戸内市の素晴らしいPRする絶好の機会です。

この「備前おさふね名刀フェスティバル」に、ボランティアとして参加する人を募集中です。

活動内容は、①駅・会場案内、②バス乗降所・駐車場の誘導、③運営補助、④啓発活動、⑤記録などです。

応募者には、刀剣に関する基礎知識学習会、備

資料 1-3

瀬戸内市



前おさふね刀削の里見学会を実施します。刀削に関する専門知識は必要ありません。瀬戸内市が好きな人、人の触れ合いが好きな人、あなたのおもてなしで来場者を笑顔にしませんか。

▷応募方法 住所・氏名・年齢・連絡先・希望活動内容を社会教育課にご連絡ください。

▷募集期間 5月28日(金)

■問い合わせ先、応募先

社会教育課 ☎ 0869-34-5601

海洋牧場のルールづくりについて

I 海洋牧場利用のルール化

1 漁業法第 67 条に規定する海区漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）により行う。

2 対象とする海域は別紙の黒の太線の海域とする。

3 委員会指示の内容は次のとおり。

(1) 禁止行為（漁具漁法及び全長の制限）

- ・18時30分から翌日6時までの間、投錨など船舶を固定してする釣。
- ・12月1日から翌年3月31日までの間、疑似餌針を使用してする釣。
- ・メバル 12cm、カサゴ 12cm、マダイ 14cm、クロダイ 15cm 以下（全長）の採捕。

(2) 船釣を行う遊漁者等の承認

船釣を行う遊漁者及び遊漁船業者は、使用する船舶ごとに岡山海区漁業調整委員会の承認を受けること。

- ・承認の対象は、当面、使用船舶は総トン数 20 トン未満の船舶に限定し、必要に応じて承認隻数の上限を設定する。

(3) 禁止区域

次の海域（別紙のとおり）は採捕禁止とする。

- ・禁止区域(1)及び(2)、小型機船底びき網漁業の禁止区域。
- ・水産資源保護法第 14 条に規定する保護水面は、岡山県海面漁業調整規則第 34 条の 2 第 2 号の規定により採捕が禁止されている。

II 海洋牧場管理運営協議会

現在の漁業者を中心とした海洋牧場管理運営協議会に代わって、海洋牧場利用者による協議会を新たに設置し、海洋牧場の管理運営等を行う。

1 構成員

- ・地元漁協（笠岡市、大島美の浜漁協）
- ・地元遊漁関係者（釣具店、遊漁船業者、マリーナ）

- ・岡山県西部地区小型船舶安全協会
- ・笠岡市
- ・岡山県

2 業 務

(1) 海洋牧場の管理運営

- ①協議会の開催
- ②収支の管理
- ③漁場の管理
- ④施設の管理

(2) 船釣の承認に関する手続き業務

①承認制度の周知

- ・関係機関等への承認申請案内、申請書の配布

②承認申請書のとりまとめ

- ・承認申請書の受け付け
- ・申請書の受け付け時に協力金拠出のお願い
- ・承認申請書のとりまとめ、海区漁業調整委員会への送付

③承認証の送付

- ・海区漁業調整委員会からの承認証の受け取り
- ・申請者への承認証、船に掲示する標識の送付

III 協力金

- (1) 条例化を当面断念し、いわゆる利用料は任意の協力金として取り扱うこととした。
- (2) 協力金のお願い等は特定の団体への利益供与に該当するため、県は協力金に関与することが出来ない。
- (3) したがって、海洋牧場管理運営協議会が承認申請書の受け付け時に任意の協力金として拠出をお願いすることを検討している。
なお、協力金拠出者には、船釣をする際に船に掲示する委員会指示で規定した標識を海洋牧場管理運営協議会が作成して送付する予定。

(4) 協力金額の想定。

- ・プレジャーボート使用者：1万円
- ・遊漁船業者：3万円

※参考

- ①坊勢・江島漁協では指定区域で釣をするプレジャーボート利用者から 11,000 円、船釣りの遊漁船業者から 36,000 円、渡船業者から 120,000 円を徴収している。

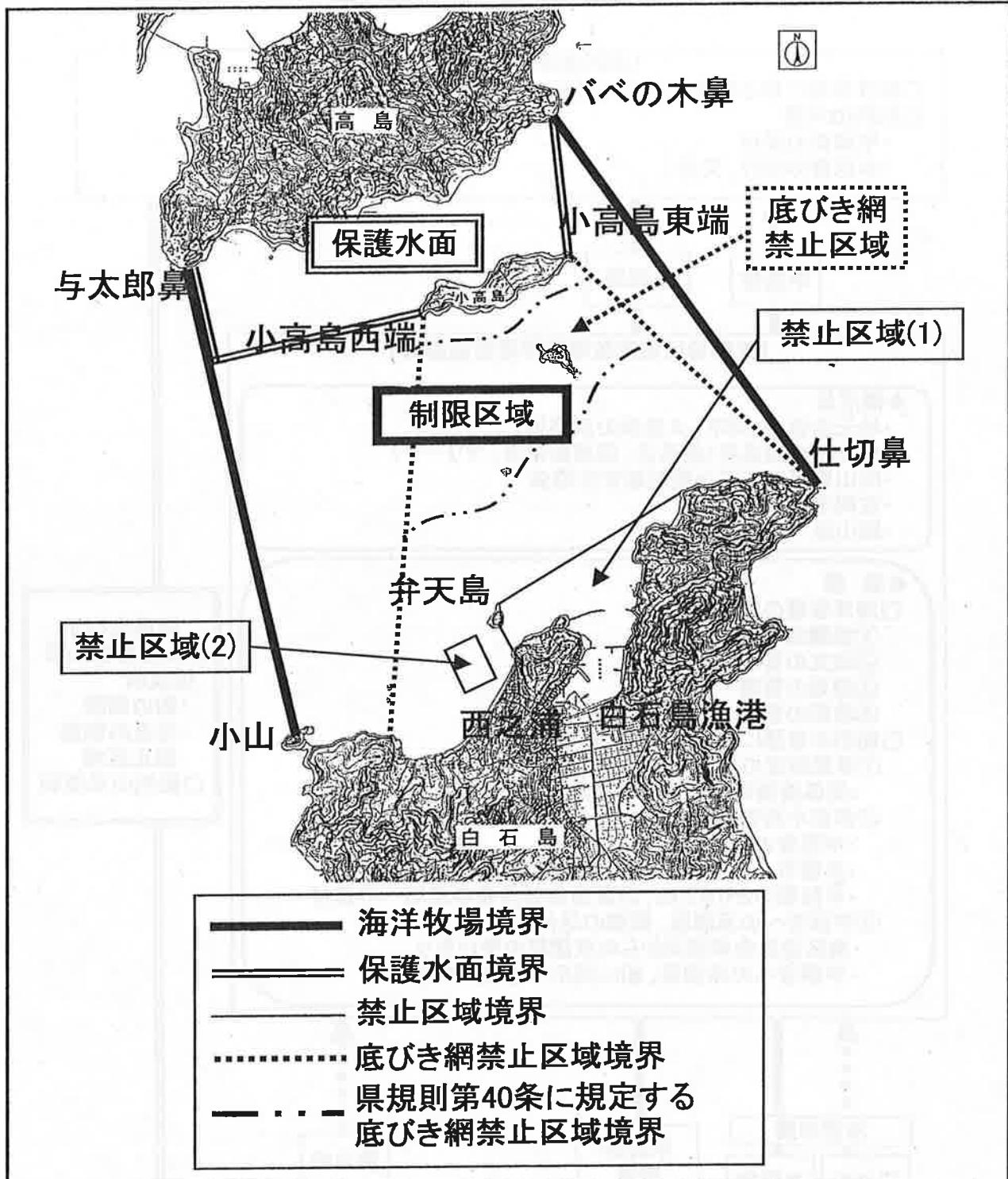
②笠岡地区海洋牧場の1年間の管理運営経費は約415万円と見積もられるが、任意の協力金はその一部として使用する。

[経費内訳]

- ・音響給餌費：40万円
- ・中間育成費：70万円
- ・維持管理費：10万円
- ・巡回指導費：75万円
- ・人件費：180万円
- ・承認手続事務雜費：37万円
- ・標識作成費：13万円

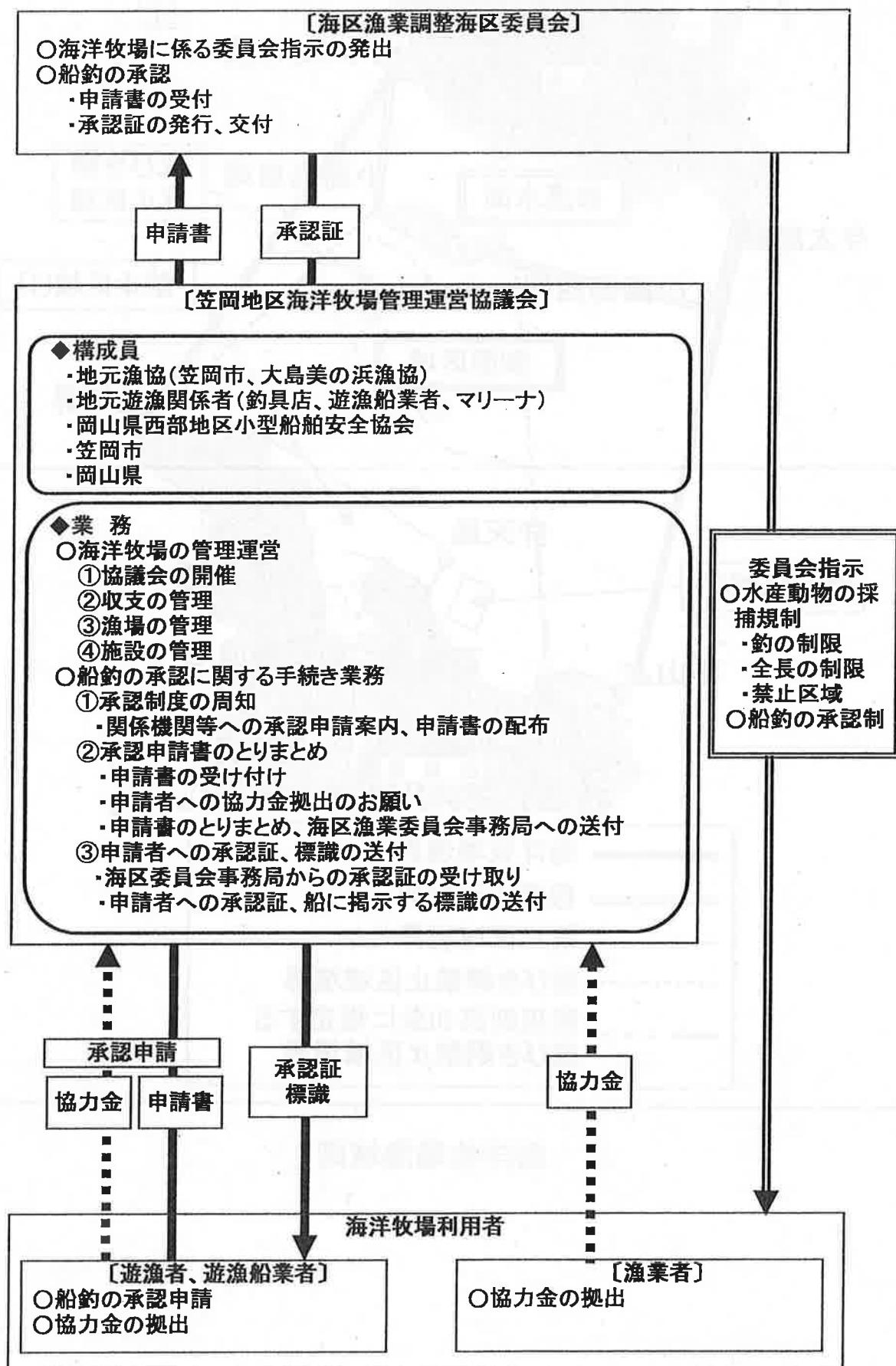
IV 今後の予定

- (1)現在組織されている笠岡地区海洋牧場管理運営協議会において、海洋牧場利用のルール化及び利用者の組織化について説明し、関係者の理解を得る。
- (2)海洋牧場利用のルール化、利用者の組織化について、地元の釣具店、遊漁船業者など遊漁関係者に説明し、理解を得る。
- (3)協議会を発足。
- (4)委員会指示を発出。



海洋牧場海域図

海洋牧場の管理運営と承認制のイメージ



笠岡地区海洋牧場海域（以下「海洋牧場海域」という。）での水産動物の採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成〇年〇月〇日

岡山海区漁業調整委員会
会長

1 禁止区域

次に掲げる区域内においては水産動物を採捕してはならない。

(1) 次の点アから点イまで及び点ウから点エまでを結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。

点ア 笠岡市白石島影平ヨコゾワ突端に設置した標識の位置

点イ 笠岡市白石島弁天島東北端に設置した標識の位置

点ウ 笠岡市白石島弁天島島頂

点エ 笠岡市白石島西之浦目玉に設置した標識の位置

(2) 次の点オから点クまで及び点オを順次結んだ 4 直線に囲まれた区域。

点オ 北緯 34 度 24 分 24 秒、東経 133 度 30 分 59 秒の点

点カ 点オから真方位 237 度 150 メートルの点

点キ 点カから真方位 327 度 200 メートルの点

点ク 点オから真方位 327 度 200 メートルの点

2 制限区域での遵守事項

次の（1）に掲げる制限区域においては（2）及び（3）に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 制限区域

次の点ケ、コ、サの 3 点を順次結んだ 2 直線及び点シ、ス、セの 3 点を順次結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、1 の区域を除く。

点ケ 笠岡市白石島北東端

点コ 笠岡市高島字上浦 4510 番バベの木鼻突端に知事が建設した標柱の位置

点サ 笠岡市高島字小高島 5342 番小高島東端に知事が建設した標柱の位置

点シ 笠岡市高島字小高島 5342 番小高島西端に知事が建設した標柱の位置

点ス 点シから真方位 260 度 860 メートルの点

点セ 笠岡市白石島小山山頂

(2) 禁止行為

次に掲げる行為を行ってはならない。

ア 船舶を使用する手釣及び竿釣で水産動物の採捕（以下「船釣」という。）を行う場合において、18 時 30 分から翌日 6 時までの間、投錨などにより船舶を固定して行うこと。

イ 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間、疑似餌針を使用して船釣をすること。

ウ 小型機船底びき網漁業の操業を、次の点ケから点サまで及び点シから点ゾまでを結んだ2直線と最大高潮時海岸とによって囲まれた区域（岡山県海面漁業調整規則（昭和40年岡山県規則第45号）第40条に規定する区域を除く。）において行うこと。

点ケ 笠岡市白石島北東端

点サ 笠岡市高島字小高島 5342 番小高島東端に知事が建設した標柱の位置

点シ 笠岡市高島字小高島 5342 番小高島西端に知事が建設した標柱の位置

点ゾ 笠岡市白石島先西に設置した標識の位置

エ 下表に掲げる水産動物で、それぞれ同表に掲げる大きさのものを採捕すること。

魚種	大きさ
メバル	全長 12cm 以下
カサゴ	全長 12cm 以下
マダイ	全長 14cm 以下
クロダイ	全長 15cm 以下

(3) 船釣を行う遊漁者等の承認

制限区域で船釣を行おうとする遊漁者及び遊漁船業者は、使用する船舶ごとに当委員会の承認を受けなければならない。

ただし、当委員会の承認を受けた者（以下「承認者」という。）が使用する船舶（以下「承認船」という。）に同乗した者が遊漁を行う場合は、この限りでない。

ア 承認船は、自己が使用権限を持つ船舶又は使用権限を持つ他人から使用を認められた総トン数20トン未満の船舶とする。

イ 承認の申請手続、その他必要な事項は別に定める。

ウ 承認者が船釣を行う際は、次のことを遵守しなければならない。

（ア）承認船であることを示した承認証を船内に備え、別に定める標識を表示すること。

（イ）漁業活動に支障を与えないこと。

（ウ）敷設中の漁具等に被害を与えないこと。

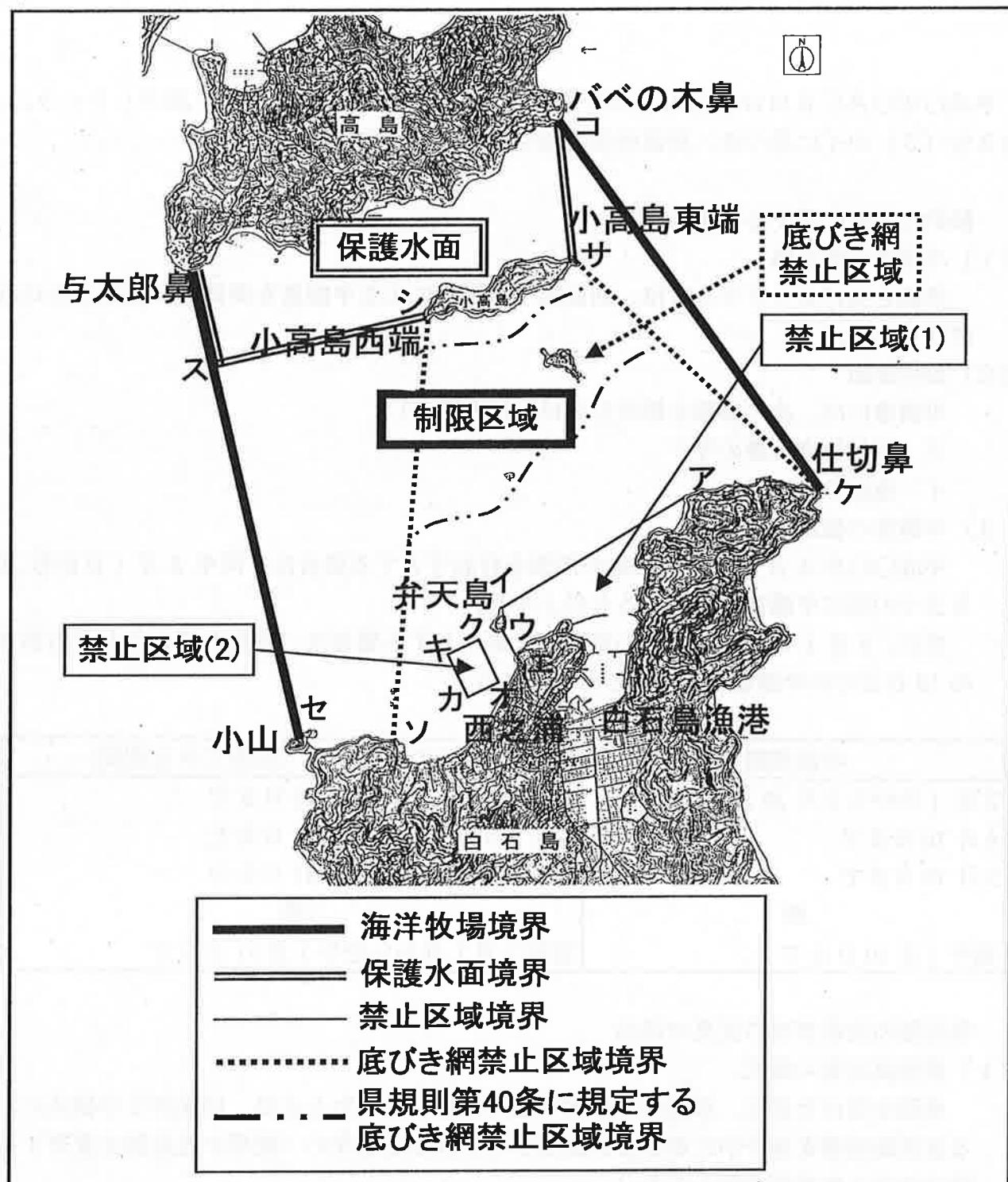
エ 本指示に従わない場合は、承認の取消し又は次回の承認を行わない等の措置をとることがある。

3 適用除外

試験研究のために水産動物を採捕する場合

4 指示の有効期間

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。



笠岡地区海洋牧場区域図

委員会指示事務取扱要領

平成〇年〇月〇日付け、岡山海区漁業調整委員会指示第〇号（以下「指示」という。）の2の（3）のイに基づき、事務取扱要領を次のとおり定める。

1 船釣に遊漁に関する承認の申請

（1）申請書の様式等

承認を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書を委員会に提出しなければならない。

（2）添付書類

申請書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 船舶検査証書の写

イ 海技免状の写

（3）申請書の提出期限

平成〇〇年4月1日から船釣の遊漁を行おうとする場合は、同年2月1日から20日までの間に申請書を提出するものとする。

また、5月1日以降に船釣の遊漁を行おうとする場合は、遊漁を行おうとする前月の10日までに申請書を提出するものとする。

申請期間	承認証の有効期間（遊漁できる期間）
2月1日から2月20日	4月1日から翌年3月31日まで
4月10日まで	5月1日から翌年3月31日まで
5月10日まで	6月1日から翌年3月31日まで
略	略
翌年1月10日まで	翌年2月1日から翌年3月31日まで

2 承認証の記載事項の変更の届出

（1）変更届出書の様式

承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、別記第2号様式による変更届出書を速やかに委員会に提出しなければならない（使用する船舶を変更する場合には1の申請を行うこと。）。

（2）添付書類

変更届出書には、承認証を添付しなければならない。

3 承認証及び標識

指示2の（3）のウの（ア）に規定する承認証の様式は別記第3号様式とし、標識の形状及び色等は別図のとおりとする。

別記第1号様式

平成〇年度笠岡地区海洋牧場海域での船釣の遊漁に関する承認申請書

岡山海区漁業調整委員会会長 様

住 所 :

氏 名 :

印

(自宅等連絡先 :)

岡山海区漁業調整委員会指示第〇号の2の(3)の規定に基づき、笠岡地区海洋牧場海域での船釣の遊漁について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 船名	
2 使用船舶登録番号	※船舶検査証書登録番号
3 総トン数	
4 船舶の長さ	
5 推進機関の馬力数	
6 最大搭載人員	
7 遊漁船業者登録番号	※遊漁船業者のみ記載
8 根拠港	

※ その他添付書類

- 1 船舶検査証書の写
- 2 海技免状の写
- 3 使用船舶を変更する場合は、現在、発行されている承認証を添付すること。

別記第2号様式

平成〇年度笠岡地区海洋牧場海域での船釣の遊漁に関する変更届出書

岡山海区漁業調整委員会会長

住 所 :

氏 名 :

印

(自宅等連絡先 :)

承認証の記載事項に変更を生じたので、次のとおり届け出ます。

記

変更が生じた記載事項	変更前	変更後	
			※使用船舶を変更する場合は別記第1号様式による申請をしてください。

※ その他添付書類

- 1 承認証（現在、発行されている承認証を添付すること。）

第 号

笠岡地区海洋牧場
船釣遊漁承認証

住 所

氏 名

岡山海区漁業調整員会指示第〇号の規定に基づき承認証を交付する。

記

- 1 対象海域：笠岡地区海洋牧場海域
- 2 承認期間：平成〇年〇月1日から平成〇年3月31日まで
- 3 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 船舶検査証書登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 船舶の長さ
 - (5) 推進機関の馬力数
 - (6) 最大搭載人員

平成〇年〇月〇日

岡山海区漁業調整委員会

別図

